

カンボジア

コル・バサナ（環境省(MoE)国際公共協力部門）

1. IUCN 保護地域世界委員会の東南アジアでの第2回地域フォーラムへの参加

最近、カンボジアの環境省は上記のフォーラムへ代表団を派遣した。このフォーラムは、1999年の12月6日～12月11日に、ラオス人民民主共和国のチャムパサクのパクセで開催された。このワークショップの目的は、世紀の転換点を迎えるにあたり、東南アジアで起こり得る保護地域管理の予測しがたい問題と機会への対処であった。ワークショップを通じ、カンボジアはその領土内の保護地域管理の一般的情報を提供すると共に、東南アジア地域内の関心を海洋保護区域の確立とカンボジア内の地域管理の能力形成に向けて誘導した。この事項に関する詳細な情報は、カンボジア環境省(MoE)自然保全・保護局(E-mail アドレス moedncp@forum.org.kh) から入手できる。

2. ワークショップ「国際的に重要な湿地に関するラムサール条約の認識」の開催

カンボジア政府が、1998年6月3日、UNESCO から指定生物圏保護区域の正式の証明を受理したことは知られている。一方、カンボジアは既に1999年10月23日以降、ラムサール条約の166番目の締約国となっている。これに対応して、カンボジアは1999年10月27、28日の両日、「国際的に重要な湿地に関するラムサール条約の認識」をテーマとするワークショップを開催した。環境省は、カンボジアの湿地の登録と管理のプロジェクトの下、メコン川委員会を通じたデンマーク海外経済援助機関の財政支援を得て、コンポントム郡においてワークショップを企画・運営した。このワークショップの目的は、国、郡、地域レベルでのラムサール条約の認識の向上であった。ワークショップの過程を通じて、カンボジア内の三つのラムサール地点、関係する政府機関、地域などの役割や、将来取るべき行動が議論された。この件に関するより詳細な情報は、Meas Sophal 氏 (swamps@bigpond.com.kh) に連絡すれば入手できる。

3. 「森林犯罪の監視と報告事業」実施へ

森林政策の改善調査の終了により、カンボジア王立政府は、「森林の管理と森林での不法行為の廃絶」を宣言した。宣言では、特に農林水産大臣と環境大臣に対し、その行った行為を王立政府に報告するよう求めた。森林犯罪の監視と報告事業のプロジェクト提案が農林水産省(MAFF)、環境 MoE と世界銀行の共同でなされ、1999年5月31日に承認された。その実施作業のための財源面での支援の要請が、関心ある供与者に対してなされ、英国国際開発省、オーストラリア国際開発局(AusAID)などからいくらかの支援が寄せられた。国連食糧農業機関(FAO)は、プロジェクトの実施責任を引き受けた。MAFF と MoE によって承認された5月31日のプロジェクトは、FAO のプロジェクト文書に再編成され、全ての必要な管財人達により1999年8月13日に承認され署名された。1999年10月6日には、プロジェクトはUNDP と FAO によって実行段階に入ったと宣言された。上記の事項に関する詳細な情報は、Has Vibol 氏 (moe-cabinet@camnet.com.kh) に連絡すれば入手できる。

4 . 地域の森林開発に関するワークショップの開催

自然資源の持続可能な管理と生物多様性の保全の目的を達成するため、カンボジアのMoEはそれ自身で地域森林開発に高い考慮を払っている。しかしまた、環境大臣は、大臣協議会に対して、地域森林開発は、カンボジアの森林資源の持続可能性を高める最も重要な戦略の一つであると勧告した。この理念を踏まえ、MoEは「地域の森林と緩衝地帯」部門に地域森林開発において関係する他の省庁と実行し協調するよう命じた。その結果として、以下のようないくつかの関連あるワークショップがカンボジアで開催された：

- ・「営業許可林と保護地域外の森林における地域森林開発のガイドラインの確立」に関するワークショップ
- ・カンボジアのコンボントム郡で1999年11月10日～12日に開催された「営業許可林内とその近傍での地域森林開発のガイドラインの確立」に関するワークショップ。
- ・カンボジアのシアヌークビルで1999年12月7日と8日の両日開催された「保護地域内とその近傍での地域森林開発のガイドラインの確立」に関するワークショップ。

上記のワークショップは全て MoE の自然保全・保護局の「地域森林と緩衝地帯の管理」部門に所属する「森林管理政策の管理・実施委員会」の事務局と、MAFF の森林・野生生物局の「地域森林部門」が組織し、アジア開発銀行の森林資源の持続可能な管理プロジェクト(SMFP) やその他の世界からの支援の下に行われた。より詳細な情報は、Ken Serey 氏 (ROTHA@bigpond.com.kh) から得られる。

5 . 2 3 の保護地域の管理に関する準行政命令の起草

1999年12月15日 MoE は、カンボジアの持つ23の保護地域の管理についての準行政命令を起草する会議を開催した。この会議は MoE の自然保全・保護局によって企画・運営された。この準行政命令は、現在法律協議会に検討のため送付されており、その後大臣協議会に承認のため送付されるであろう。さらに詳しい情報は、Meas Sophal 氏 (swamp@bigpond.com.kh) に照会されたい。

中国

周新（国家環境保護総局 / 環境経済・政策研究センター）

1. 中国環境保護法施行20周年

環境保護法（試行）が、第5期全国人民代表大会常務委員会第11次会議（1979年9月）において採択されてから20年が経過した。1999年末までに、6つの環境保護に関する法律、また、9つの自然保護に関する法律、35件の国務院の行政法規、90件以上の中央行政部門の規制・規定、1000以上の地方的な環境法規と6つの軍の環境保護法規が制定され、環境保護に関する法体系が確立した。加えて、430に及び国家環境基準があり、37の国際的な環境条約を締結、あるいは加盟している。

注：【環境保護に関する6つの法律】

環境保護法、大気汚染防止法、水汚染防止法、固体廃棄物環境汚染防止法、騒音汚染防止法、及び海洋環境保護法

【自然保護に関する9つの法律】

森林法、草原法、野生動物保護法、水土保持法、土地管理法、鉱物資源法、水法、漁業法、及び石炭法

2. 公害防止策の主な成果

1999年に北京市は深刻な大気汚染防止に対する22の対策を打ち出した。二酸化硫黄の排出量に対する新しい課金制度、環境基準達成のための工業部門に対する指導強化、40の無石炭暖房地区の建設、天然ガス、LPG、ディーゼル油など利用促進、環境基準を満たさない5万台の古い自動車の強制廃車、600ヘクタールの緑化などである。この結果、二酸化硫黄と一酸化炭素の大気汚染濃度は、昨年同時期より低くなっている。

雲南省の澳池における水処理の第一段階が終了した。集水域にある深刻な汚染源 工場の98%が排水基準を達成した。その結果、清浄な水が澳池に戻ったため、雲南省で開催された中国昆明'99国政園芸博覧会も良好な環境の中で成功裏に行うことができた。

3. 環境保護への投資増大

国家は“3大川”と“3大湖”の汚染処理を中心とした環境保護と生態環境の建設のために67億人民元を計上した。これらには、123の水質汚染防止プロジェクトと119の廃水処理施設の建設が含まれている。1999年に環境保護への投資額は対GDP比1%に到達した。

4. 長江、黄河流域の生態環境の保護

国家環境保護総局は、市民の環境意識を高揚させ、長江流域の生態破壊の軽減し、さらに現在だけでなく将来の世代に対しても警笛を鳴らすことを目的として、中国科学院、青海省政府、四川省政府、国家調査局などとともに、1999年6月5日に“長江原流”の記念碑を建立した。碑銘は、国家主席江沢

民によって書かれた。10月24日には、水資源保護局、青海省政府、黄河水資源保護委員会によって、“黄河の源流”の記念碑が建立され、これにも江泽民国家主席によって銘が記された。長江と黄河の生態環境の建設は、生態保護に関する国家計画に組み込まれている。特にこれらの上流及び中流域での植生の回復と土壌保護の促進を決定している。



インド

アイエール・マイティリ (タタ・エネルギー研究所)

1 . 最高裁がデリーにおける排出基準を強化

インド最高裁は4月29日の判決において、自動車業界がより厳しい排出基準に従うことを命じた。最高裁は、ユーロ (Euro I)基準を満たす自動車について、首都圏における販売を、月1500台に制限することを決めるとともに、当初2000年4月に予定されていた販売制限の実施を、ガソリン・ディーゼル車の両方について1999年6月に早めることとした。なお、ユーロ II(Euro II)基準を満たす自動車は、この判決の影響を受けない。ユーロ I 基準の実施を9ヶ月早める一方、ユーロ II 基準の実施は5年繰り上げられて、2000年4月となった。当初、公聴会では環境汚染防止管理委員会 (EPCA) からの提案に基づいて、ディーゼル車のみを対象とした禁止提案を決定する予定であったため、この判決は環境保護団体にとって期待以上の成果をもたらすこととなった。しかし、市場関係者や専門家は、自動車販売の数量制限は、より大気汚染の度合いが高い二輪車の増加をもたらすのではないかと懸念している。また、この数量制限が適用されない地域に利用者が移動することも予想される。この判決とは別に、デリー州政府は2ストローク・エンジンを搭載した二輪車の販売を2000年1月から禁止することを検討している。専門家は、環境汚染に繋がる技術自体を規制するよりも、排出基準設定のほうが汚染管理により効果的である可能性を示唆しており、この提案は多くの議論を引き起こしている。いずれにせよ、大気汚染の管理を自動車技術や排出基準にのみに頼る方法にも限界があり、政府は交通量の管理についても並行して検討する必要があるだろう。

2 . フライアッシュの建築利用に関する省令の制定

1998年5月の環境森林省からの予備通知及び1998年10月の高等裁判所の判決を受けて、1999年9月に環境森林省は、フライアッシュ (焼却灰の内、焼却炉の上部から飛散するばい塵を捕集した飛灰) の建築利用に関する省令を発表した。この省令により、石炭・褐炭火力発電所の半径50 km 以内では、重量比で25%以上の灰を含まない建築用レンガ及びタイルの生産が禁じられた。更に、火力発電所に対しては、省令が交付されてから最低10年間は無料で灰を提供することを求めている。

(The Gazette of India – Extraordinary, September 14, 1999)

3 . バイオセーフティ 議定書をめぐる政府間交渉

1999年2月にカルタヘナで行われたバイオセーフティ 議定書についての政府間交渉は、合意に至らないまま終了した。遺伝子組換え生物 (LMO) の議定書上の扱いをめぐる意見が対立した。遺伝子組換え生物は、主に多国籍企業が遺伝子技術を利用して商用に開発されたもので、自然環境、生物多様性、人体、農業への影響が懸念されている。インド政府は、遺伝子組換え生物は生物多様性、食料の安全性、健康、及び農家へのリスクを高めるという観点から、法的拘束力のある生物多様性条約の下で強力な議定書の制定を望んでおり、議定書の素案を弱めることに反対している。政府は、現在は含まれていない遺伝子組換え生物の農産物への利用、或いは食料、飼料及び加工品への直接利用を、議定書の対象に含めることを主張している。(ENVIRO NEWS, September 1999, Ministry of Environment and Forests: New Delhi)

インドネシア

モハマッド・スリアニ（国家学術会議）

1. 地域開発における州自治

インドネシアは新たな民主主義の時代に入り、この17,500以上ある島からなる国に現在ある26の州がそれぞれ、自然資源や環境の質を保ちつつ開発を行う権利を主張することとなる。この動きに対して政府は、2002年までの2年内に施行される。州自治に関する1999年法令22号を制定した。これは開発における住民の意欲や民主主義の促進、コミュニティーの役割および参加の強化、開発の利益の公平な地域ごとの分配などを行うためのものである。この新しい法令は地域の潜在能力や多様性も増進させる。こういった自治に関する動きに続いて、中央・地方政府間の財政割合に関する1999年法令25号が定められた。この新たな法令によって以下の様な政府の財政システムが維持される。

- ・ 州との予算作成システムの共有
- ・ 各州間の潜在力の均等化
- ・ 開発における当該地域の環境の状態やニーズの考慮
- ・ 財政のマネージメントおよび監視の改善

すべての州、地区、都市に当てはまるこの地方自治法の実施は、すべての地域における知識、技能および対応などの人的資源の急速な開発を求めている。

2. 新しい環境大臣のプロフィール

1972年にストックホルム会議に参加してから、インドネシアには国家開発計画庁副長官のエミール・サリム教授のリーダーシップのもと、環境問題に関する委員会が設置されている。1973年にサリム教授は交通大臣に任命され、同委員会はスマリン教授が引き継いだ。

1978年にサリム教授は開発管理・環境大臣に任命され、同職が1983年に人口・環境相となるとともに、サリム教授は再任される。1988年に同職は環境相と人口相に分けられ、前者にはサルウォノ・クスマトマジャ氏が、後者には家族計画委員会の議長であるハヨノ・スジョノ博士が任命された。1997年にはハビビ大統領のもと、医者であるパナンギアン・シレガー氏が任命される。シレガー氏は NGO リーダーを通じたコミュニティーとの対話を行わなかったため人気がない。

現大臣ソニー・ケラフ教授はもともと、ジャカルタのアトマジャヤ・カトリック・私立大学の企業倫理についての上級講師であった。彼は41年前に東ヌサ・トゥンガラ諸島のフローレス島にあるレンバタで生まれた。哲学の専門家として、ケラフ氏は環境倫理にベースを置いて環境大臣としての政策およびプログラムを行うであろう。彼は、環境マネージメントは人間の倫理と密接な関係を持っている、と述べている。彼は客観的、中立的であり、民衆のことを考えて仕事を行う新しい能力を持っている。NGO のリーダーが彼のオフィスを訪れたときも彼はNGOと仲良くやって行くつもりであることを述べ、100日間の後に彼の仕事を評価してくれるよう NGO に要請した。彼は開発に伴う深刻な環境問題が優先的に3ヶ月の間に解決されることを望んでいるが、いくつかの産業に関する大きな問題が一般の人々及びその福祉に密接に関わってくる場合は慎重に対応することも表明している。

3. 持続可能な開発と州自治

平和的に行われた10月の大統領選挙の結果、アブドゥルラーマン・ワヒド大統領、メガワティ・スカルノプトリ 副大統領のもと、新体制が作られた。その間、州および地域自治に関する2つの法令が制定された。その結果新たに地域間において、直ちに(2000年から)地方政府の管轄となるべき多くの開発セクターがあるという考え方が出てきた。それらのセクターとは、公共事業、保健、教育・文化、農業(畜産、林業、漁業を含む)、交通、産業及び交易、投資、生活環境、土地利用、公社、及び人的資源に関するものである。これによるとある種のもの、すなわち外交、国防及び安全保障、金融及び財政、宗教のみが中央政府の権限として残ることになる。しかしながら、長期の中央政府からのトップダウン的政策や指導の結果として、すべての州や地域はまったく違う形で地方自治を推し進めなければならないだろう。すべてでないとしてもほとんどの州および地方がそういう現実と直面している。すなわちこの予測しなかったことに対して、「権利」だけでなく特に、組織や人材の面の「責任」も適切に受け入れるということである。このため、こういった障害を克服する、もしくはその制約を最小限にとどめるために環境教育開発研究所は州や地区レベルでの開発主体のためのトレーニングコースを開始した。

1999年11月には4つのコースプログラムが提供された。

- A: 持続可能な開発
- B: 開発と地方自治
- C: リスク影響分析およびマネージメント
- D: 環境マネージメントシステム

このコースは環境影響管理庁、内務省地域開発長官及びプリファジャマンディリ(私企業)のサポートを受けて行われ、いくつかの州から参加者があった。このコースの講師の中には、元産業大臣 A.R. スフード氏、元環境大臣エミール・サリム教授、元厚生大臣 A.F. モローク教授、元ジョグジャカルタ特別州知事・スルタンの故ハメクブウォノ氏が副大統領であったころから30年以上副大統領の書記官として任務を行っているセロ・スマルジャン教授といった人が含まれる。このコースおよびシラバスについてもっと詳しく知りたい方は、Prof. Dr. M Soerjani, Institute for Environmental Education and Development, C/O Puri Building Jl. Warung Jati Barat 75A, Jakarta Selatan 12740, Indonesia, Tel. 62-21 7902951, Fax. 62-21 7974765, E-mail: soerieed@centrin.net.id に照会のこと。

4. 環境影響評価(EIA)に関する新規則

インドネシアは環境法をまず法令1982年4号として制定し、法令1997年23号として改正した。1986年には最初の環境法に続いて環境影響評価に関する規則が1986年29号として作られた。この規則は、1986年以前の主要なプロジェクト・活動に関しては環境評価レポートを準備するような強制力を持つガイドラインを規定しており、一方で新たに提案されたプロジェクトや活動については、環境影響評価書作成のためにフィージビリティスタディーを実施するよう定めている。この規則は、その後政府規則1993年51号として改正された。それはEIAを個別プロジェクト、地域プロジェクト(地域間プロジェクトも含む)、統合またはマルチセクタープロジェクト、ゾーンプロジェクトごとに区別している。プロジェクトを推進する者は、この規則は複雑で、特にEIA 地域コンポーネントの条項に関するガイドラインはわかりにくいと考えている。そこで1999年には新たに規則が制定された。その政府規則1999年27号は多少以前の複雑なガイドラインを多少簡素なものとしている。総体的にみてこのEIA 文書は1982年に施行されてからずっと(またはそれ以前の西ジャワに作られたスララヤ石炭火力発電所や、タンゲラン・ベカシ・チビノン工業地帯などのいくつかの単一的開発プロジェクトのころから)、ほとんどの開発プロジ

エクトのフィージビリティスタディーにおいて効果的な役割を果たしてこなかった。これは社会面・環境の持続性という観点から見たときに特に顕著である。EIA トレーニングプログラムだけでなくほとんどの環境教育及び環境マネジメントプログラムにおいて、追加もしくは強調されるべき点がある。すなわち知恵や倫理的価値であり、それらはプロジェクトの「実現可能性」というものが環境面での持続可能性を保証するために、どんな開発プロジェクトにおいても効果的に組み込まなければならないということである。いずれにせよ、もし開発プログラムがアジア開発銀行（ADB）や国際復興開発銀行（世界銀行・IBRD）の支援を受けるものであれば、環境面での実現可能性（調査）には、これらの銀行の環境影響報告書のガイドラインにそった初期段階の環境審査（IEE）及び環境影響評価を含まなければならない。

5 . 木材用プランテーション

インドネシアは17,500以上の島からなり、総面積は1,937,179平方キロメートルある。その総面積のうち32.5%が人工的な環境であり、住居、ビル、各種インフラ、農地および産業地域からなっている。総森林面積（67.5%）は、国立公園及び保護地域（9.9%）、保安林（15.3%）、転換林（9.8%）など様々な機能を持っている。材木に対する需要の増加に伴い、インドネシアは20年前から木材用プランテーション政策を行っている。植林された種は、主にアカシア・マンギユウムとユーカリであった。原生林を保護する目的は、最大級の生物多様性（世界中の約17%の生物種がこの国で発見されている）を持つからである。紙、パルプ、レーヨン、家具などの木材業界すべてが、10年後にはもう原生林を伐採しない様に、木材プランテーションを保有しなければならない。下の写真はその一例である。しかしながら実際には不法伐採者による原生林の非合法的な伐採が依然として存在し、その木材は近隣の産業に売られていくという状況があり、将来的にはこういった不法伐採を阻止しなければならない。



日本

原嶋 洋平（地球環境戦略研究機関）

1．トキのふ化

トキ（学名：ニッポニア・ニッポン）は、古くから日本人に親しみのある鳥の一つであった。しかし、1980年代から、乱獲や生息環境の悪化などにより、トキは姿を消していった。過去に、何度か、人工ふ化が試みられているが、失敗に終わっていた。現在、日本産では、佐渡トキ保護センターで飼育されている“キン”1羽を残すのみとなっている。こうしたなか、1999年5月21日、佐渡トキ保護センターで人工ふ化が試みられていた4つの卵のうちの1つがふ化した。ふ化した卵は、1999年2月8日にオスの“洋洋（ヤンヤン）”とともに、中国から贈られた“友友（ヨウヨウ）”のものであった。新しく誕生したヒナは“優優（ユウユウ）”と命名され、今も順調に生育している。

2．核燃料転換施設での臨界事故

9月30日、（株）ジェー・シー・オー東海事業所内の燃料転換試験棟で臨界事故が発生した。この事故は、高速実験炉「常陽」用の燃料転換の工程で、3名の従業員が規則を無視して16kgのウラン溶液（濃縮度18.8%）を沈殿層に入れた際に発生したものであった。従業員3名が大量に被ばくしている。このほかにも、微量であったが、46名が被ばくした。10月1日午前になって、この地区での放射線量のレベルが通常の数値に戻り、放射線量のデータとその挙動を分析した原子力安全委員会もその安全性を確認している（URL: <http://www.sta.go.jp/genan/jco/jco-e.html>を参照）。

3．ダイオキシン類対策特別措置法

最近、日本の社会では、廃棄物焼却に伴って発生するダイオキシンなど化学物質による環境汚染が大きな社会問題となっている。これに対して、国会は、7月12日、「ダイオキシン類対策特別措置法」を制定した。この法律の目的は、施策の基本となるべき基準を定めるとともに、削減計画の作成や必要な規制を定めることにより、ダイオキシン汚染を防止及び除去することである。この制定過程で議論の焦点となったのは、環境基準や規制の水準算定の基礎となる耐容一日摂取量（TDI）であった。この法律では、耐容一日摂取量を4ピコグラム以下で政令で定める値とすると規定した。この規定は、世界保健機関（WHO）の専門家会合が提唱した国際的な準に配慮しながら、環境庁や厚生省とで見解が分かれていたものを統一したものである。

4．第一回中日韓三カ国環境大臣会合

1月13日、日本、中国、韓国の三カ国の環境大臣が韓国のソウルに集まり、「中日韓三カ国環境大臣会合」が初めて開催された。この会合では、三カ国間での緊密な協力を推進し、協力事項について検討する必要があることから、地域レベル及び地球規模の環境問題に関する協力について閣僚間で率直な意見交換が行われた。今後、この会合は毎年定例化することが決められている。

5 . 1 9 9 9 年 I H D P 公開会合の開催

6月24 - 26日の3日間、神奈川県湘南国際村において「地球環境変動に関する人間社会的側面研究者による1999年公開会合」が開催された。この会合は、地球環境変動の原因としての人間活動や、変動の人間社会への影響について問題意識を共有するさまざまな分野の研究者等の自主企画によるボトムアップ・ネットワーク型の世界会合である。過去2回、アメリカとオーストリアで開催されている。アジア地域で最初の公開会合となった今回の会合では、日本の環境庁及びアジア太平洋地球変動研究ネットワーク (APN) 等の共催により財団法人地球環境戦略研究機関(IGES)がホストをつとめた。41か国300名を超える研究者が来日して、それぞれの最新の研究成果を持ち寄って白熱した討論が交わされた。これに関する情報は、地球環境戦略研究機関のウェブ・サイト (<http://www.iges.or.jp>) で入手することができる。

韓国

金承禹（韓国環境政策・評価研究院）

1．グリーンベルト政策の改革

建設交通部は、1999年7月にグリーンベルト政策の改革に関する最終計画を発表した。これによると、全国14の都市地区のグリーンベルトにおける開発規制の全部又は一部の解除が計画されている。規制緩和は金大中大統領の公約であるが、これによって、少なくともグリーンベルトの32%（約5,397sq.km）に影響が及ぶ。環境保護論者は政府の計画に強く反対し、金大統領政権の失政であると主張している。環境保護論者と専門家は、政府の規制緩和は過去27年もの間守られてきた環境を破壊するものと述べている。（The Korea Herald, 23 July 1999; The Hankyoreh 21, No. 281, 4 November 1999）

2．東江をめぐる論争

東江は、江原道北東部を流れる全長150kmの韓江南部の支流である。河川を巨大な貯水池に引き込むダム建設について、住民、政府機関、環境保護論者の間で議論が白熱している。自然保護論者は、政府の開発による大規模な破壊から韓国南部の生態系の宝庫を守るべきであると主張している。ダムの計画によれば、6億9,800万トンが貯水され、韓国中央部の農業用水、工業用水、生活用水の数十パーセントを賄うものとなる。梅雨期のソウルでの韓江の水位を20cmまで低下させるという洪水制御の効果も期待されている。環境保護論者は、政府機関による水需要の予測はかなり過大であると反論している。東江は、多くの絶滅の危機に瀕した種が生息し、生態学的に価値の高いところであると主張している。世論調査によれば、ダム計画に対する一般からの反対は高まっている。今後も議論が続く、「開発」か「保護」かをめぐる東江での論争は直ぐには終息しないであろう。（The Korea Herald, 17 March 1999）

3．「洛東江の水質改善計画」発表

1999年10月、環境部は、慶尚の南東部の1,300万人の水源となっている洛東江の水質改善に関する6か年計画を発表した。環境部は、地方政府や工業施設の汚染物質排出量の総量を規制する規則を打ち出す。この新政策の最初の対象となるのが大邱市である。河川の堤防に沿って緩衝地帯が設置されることになる。この緩衝地帯では、汚染物質を排出するビルや施設の建設が禁止される。この新しい計画には、慶尚南道と慶尚北道の双方から強い反対意見が出されている。洛東江の上流にある慶尚北道と大邱市では、環境部の新しい計画による規制をクリアして、大邱市付近に大規模な工業地帯を造成することを企画している。洛東江の下流にあたる慶尚南道や釜山市では、洛東江の水質に悪影響を及ぼすおそれがあるとして、慶尚北道や大邱市の工業地帯造成計画に反対している。（Chosun Ilbo; The Korea Herald, 7 October 1999）

4．使い捨て商品の規制

韓国では使い捨て商品の消費が急速に増大している。その結果、プラスチック・バッグやショッピング

グ・バッグなど使い捨て商品に使われている合成樹脂が日常生活における廃棄物の多くを占めるようになってきた(1,035トン/日 380,000トン/年)。しかし、合成樹脂はリサイクルが容易ではなく、埋め立てによっても分解しない。資源を節約し、廃棄物の発生を抑制するために、「資源の節約と再活用に関する法律」が改正され、環境部は1999年2月に使い捨て商品を規制する新しい制度を実施に移している。新しい制度によれば、商店でのプラスチック・バッグやショッピング・バッグ、レストランでのプラスチック製のカップや皿、木製の箸の利用が禁止される。銭湯や宿泊施設で無償配布されていた使い捨ての剃刀、歯ブラシ、練り歯磨き、シャンプー、コンディショナーは、ここで利用する顧客に販売されるようになった。食品の生産加工業では、合成樹脂で作られた使い捨ての容器の利用が許されなくなった。約107,000のレストラン、銭湯、宿泊施設が改正法によって規制されている。(URL: <http://www/moenv.go.kr/english>)

5 . 原子核放射能漏れ事故

1999年10月3日、韓国慶尚北道の月城発電所で、放射能漏れが発生した。月城原子力発電所内で、冷却水ポンプの修理中に放射能を帯びた水が漏出したことによって、その量は僅かであるが22名の作業員が被ばくした。政府は、放射能漏れは僅かであると報告している。被ばくした作業員は、2名を除いて、すぐに職場に復帰することが許され、被ばくの多かった2名については一時的に事務作業に移された。過去に、韓国では原子炉事故が4件発生しているが、放射能の被ばく者がでたのは初めてであった。全国にある数多くの環境や市民のグループは、共同して、原子力発電所に対する政府の手緩い管理を批判している。憤慨した月城の住民も、放射能漏れ事故地に近い慶州に結集して、政府発表の信憑性を追求したり、政府の原子力安全対策の不足を非難する共同声明を発表している。日本の東京の北東部にある東海村のウラン加工施設で事故が発生した直後であったことから、月城での放射能漏れ事故は大きな関心を集めている。(The Korea Herald, 12 October 1999)

注：韓国での「部」(環境部、建設交通部など)は、日本の「省」に相当する。

マレーシア

ワン・ポーシャ・ハムザ，ノーハヤティ・ムスターファ(マレーシア国際戦略研究所)

1．高まる国家沿岸域政策の必要性

成長を続ける経済とそれに付随して拡大する環境汚染は、沿岸域とその自然資源への環境負荷及び利用需要を高めることとなった。マレーシアの沿岸地帯は、しばしば生態系の多様性に対する配慮がなされぬままに経済開発が進められてきた。沿岸域の複合的利用に係る摩擦については広範な検討を要するが、複数の利用法を想定するとそこには摩擦が介在し、その多くは本質的に分野横断的であるということは確実に言えそうである。そしてさらに、分野内における摩擦もまた存在する。今年、沿岸埋め立て問題が人々の注目を集めたが、これは本質的に海洋及び沿岸の生態系と生物学的多様性、及び水質を損なうものである。ケダとマラッカにおいて現在進行中である埋め立てプロジェクトに関するマクロ環境影響調査の結果が法律によって義務づけられていないにも拘わらず提出された。しかしながら、これらの埋め立てプロジェクトによる環境破壊と影響を受ける漁労民の生計に対する不安は拭い切れない。このような埋め立てに係る活動は、沿岸地帯の複合的利用における摩擦を急速に引き起こしつつあるのである。こうした事態を受けて政府は、統合的な沿岸域管理とそれを実現するための政策立案の必要性を認識している。

2．ジュゴン - 危機に晒される動物？

1999年前半の4ヶ月、多くの人々が心を痛めた出来事の一つは、網に捕らえられた海棲哺乳類のジュゴンが発見されたことである。長時間にわたって動けずにいるそのジュゴンは、母親たちの元に戻るべくさっそく解き放たれたものの、数日後になって死んでいる姿が見つかった。また同様に痛ましいことには、そのすぐ近くの海域で大人のジュゴンの死体が数頭連続して発見された。海草類がジュゴンにとっての唯一の食物である以上、藻場の汚染や破壊はジュゴンの生存そのものを脅かすことを意味する。藻場は水深の浅い沿岸地帯に分布しているため、陸上及び海上での人間活動の影響を直接受けてしまう。犠牲となるジュゴンの数が増加の一途をたどっていることは一つの警告としてみる事ができる。

3．生物多様性への希求

明るい話題として、今年マレーシアでは生物学的多様性に関する国家政策を内閣が承認した。ここでは「...動植物を元来の生息地において維持すること...動植物相の繁殖個体群を維持するため、出来る限り多くの典型的な自然の生態学的生息地に配慮すること」を達成するための方策を講じることが謳われている。この政策が承認される直前に実施されたカントリー・スタディーは、マレーシアの生物多様性を評価して藻場が重要な海洋生態系であり、漁業省や環境省など関係官庁の統合的協力により保護されるべきであるとの認識が提示した。

4．スンガイ・セランゴール・ダム論争

スンガイ・セランゴール・ダムに関する喧嘩騒ぎの議論は、しばしば今年のトップニュースを飾った。1999年初頭、セランゴール州政府はスンガイ・セランゴールの集水池エリアにダムを建設する計画を発

表した。この計画は、高さ110メートルのダム、600ヘクタールの貯水池、二つの処理施設、クアラランプール・フレイザーズ・ヒルの5キロメートルに及ぶ道路の舗装及びペルタックコース訓練センターの移転を含む総額約20億マレーシア・リングギにのぼるプロジェクトである。しかしながら、環境影響調査が示した通り、このプロジェクトはいくつかの問題を内包するものである。まず生態学的には、ダムの水流規制によってベレンバン森が枯渇してしまうことから、この森で食物を得ているクアラセランゴールのホタルの生息地が脅威に晒されることになる。また、ダムの建設予定地は原住民オラン・アスリの土地を侵している。そしてさらに重要なことは、600ヘクタールの貯水池の一部が安全性に不安のあるメタ堆積物に立地していることが判明した。このプロジェクトについては綿密な検討が行われることとなっており、また水資源の危機を緩和するための報告もなされている。しかし、州内の開発が加速しており、2007年以降は他州から水を供給しなければならない状況である。ダムの代替案に関する議論は現在も続いており、水資源の保全を求める圧力は一層強くなってきている。

5．殺虫剤による河川の危険？

河川の汚染問題は過去数年にわたり注目を集めてきているが、殺虫剤による汚染についてはほとんどその存在が認識されていない。環境省はその年次水質報告書において現在のところそうした化学物質の存在を記録しておらず、増加する殺虫剤使用に係る不安は募るばかりである。見直しを受けた国家農業政策において食糧増産の強化が盛り込まれていること及び従来の農法がさらに普及するであろうことを鑑みるならば、こうした不安はなおさらである。実際、マレーシアの河川のいくつかにおいて殺虫剤の残留物が検出されたことがすでに複数の研究によって報告されている。1974年の殺虫剤法、1985年の食糧規制、そして1974年の環境質法などの法律が制定されているとはいえ、殺虫剤の河川への流入限度を直接規制する法律が存在しないがゆえに殺虫剤の浸出は続いているのが現状である。環境省が第8次国家計画（2001年～2005年）のもとで殺虫剤の河川中のレベルを測定することを計画する一方で、民間企業は従業員が安全な作業工程を厳守し、農薬を適切に使用しているかどうかを調査するための監査を行ないつつある。殺虫剤産業のロビー活動は非常に強力であり、従業員の安全のみならず長期的な環境保全をも保障する殺虫剤の使用基準の設定及び農業における化学物質依存からの脱却の必要性が声高に叫ばれている。

6．気候変動シナリオ～国別報告書の作成に着手

環境問題に対してマレーシアの一般市民がもつ不安は時によって大きく変動する。1998年に実施されたある調査によれば、マレーシア国民は国連気候変動枠組条約（UNFCCC）の存在もしくはその役割について、政府の努力の甲斐なく十分に認識していないことが示された。しかし今年になって、気候が健康に与える影響は人々の重大な関心事となり、環境への適応という観点からさらに高い重要性を帯びてくることとなったのである。そして地球温暖化の経済学やエネルギー効率、再生可能エネルギーといった関連するテーマについても人々の耳目が集まった。政府は、UNFCCCのもとに定められた義務を達成するため、国家気候委員会を設立、UNFCCCへの国別報告書の作成に向けた準備を開始した。この国別報告書は、気候変動がもたらし得る影響を調査し、採り得る対策についての提言を行なうことを目的としており、とりわけ温室効果ガスの国別インベントリーを作成しようとするものである。そしてまた、国別報告書は、政府が長年にわたって目指している持続可能な開発に向けた努力を促進するいくつかの政策メカニズム及び手段に関して言及している。

7．違法投棄有毒危険廃棄物に断固たる処置

1995年、シアン化カリウムと汚染した土の入ったドラム缶が違法に投棄されているのが観光客で賑わうパンコールで発見された。ドラム缶は違法投棄したペナンの業者の元へと運び戻され、法廷での係争期間中、処理されることなく一時的にその業者の敷地内に保管されることとなった。その後、その業者は廃棄に係るコストを負担できないと主張したため、ドラム缶は4年もの間その業者の敷地内に留まった。今年11月の初旬、環境省は廃棄に係るコストを負担する許可を財務省から得て、遙か南部の総合廃棄物処分施設への輸送の委託を監督した。この一連の作業のためにかかったコストは、1974年の環境基準法第47節の規定により当該企業が後に支払うこととされている。

モンゴル

アユシュ・ナムカイ（開発環境センター）

1. 動物相に関する法案

モンゴル自然・環境省によって起草された動物相に関する法案が、1999年11月17日付けのウドリン・ソリン(Udriin Sonin)紙上において公表され、広く審議されている。この法律の目的は、モンゴル国内の陸上・水中・土壌内に順応した動物や移動性の動物を保護し、適切に取り扱い、あるいは増殖させるよう規制することにある。この法案は5章27条から成っており、動物相多様性の総合的な具体化と保護、所有権、取扱い、動物相データベースに関する条項を含んでいる。法案は、一定の審議を経た後に、1999年12月中にモンゴル議会(IkhKhural)で承認され、立法化される予定である。

2. 自然災害軽減に関する国家プログラム

自然災害の軽減に関する国家プログラムが、モンゴル自然・環境省から政府へ提出され、1999年2月10日にモンゴル政府決議第25号の付属書1において制定された。プログラムの目的は、モンゴル国憲法に明記されている「国民は健全で安全な環境のもとで生活する権利を有する」という記述に合致するよう、国家政策の基礎を形成することにある。具体的には、この政策とは自然災害を防止し、人命を保護して国家の繁栄を保持し、危険災害への受容性を低減させ、社会経済活動領域や生態系への損害を低減させるよう何らかの関連対策を講じ、更に国家の持続可能な発展を確固たるものとするよう支援を提供することを目的とする。

当プログラムは、以下の3段階に分けて実施される予定である：

- 第1段階 - 1999年～2000年
- 第2段階 - 2001年～2005年
- 第3段階 - 2006年～2015年

自然災害軽減政策は、以下の分野において実行される。

- 自然災害の予防
- 自然災害への備えの確保
- 自然災害時の対応
- 自然災害の事後対応、復興活動

この自然災害軽減国家プログラムは6章32条によって構成されており、自然災害の予防、予防的施策の定義付け、災害時に取るべき行動、災害への備え、この分野での地域レベル、大陸レベル、あるいは世界レベルにおける政策と行動の調和、研修の主要分野、組織体制、意識の向上等を網羅したものになっている。

3. 大気保全プログラム

大気保全プログラムは、大気に関する法律第3条の1.1.1号の執行を確保することを目的に作られた。プログラムは2段階(1999年～2004年、2005年～2010年)に分けて施行される予定である。このプ

プログラムは、モンゴルの環境戦略や政策に関する文書、国連環境計画（UNEP）その他の国際的な団体による大気保全に関する政策や勧告、あるいはこの分野での協定・条約等を履行するように作成されている。また、プログラムは、経済的手法を用いることによって大気汚染の軽減を図ることを目的としており、言いかえれば汚染者費用負担の原則を厳格に適用することになっている。プログラムでは、以下の主要な3項目に分けて各々行動することが定められ、各々の行動計画が作成された。

- ・大気保護に資する行動に関する法的規制を構築し、適切な管理システムを提供すること。
- ・大気質モニタリングの為に技術的な設備、手段、人的資源に関して、能力構築を図ること。
- ・大気保護を目的とする行動のための社会経済的な基盤を提供すること。

このプログラムは、1999年5月25日、モンゴル政府決議第82号において採択されている。

4. オゾン層破壊物質の輸入・販売・使用に関する輸入品許可証発行の規制

モンゴル政府は、「オゾン層の保護に関するウィーン条約」及び「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」に加盟しており、これらの要件を満たすための行動の一部として「オゾン層破壊物質の廃止に関する国家プログラム」を策定し、規制を行っている。その規則は、プログラム施行の一環として、1999年6月23日、モンゴル政府決議第104号において採択された。この規則によって、個人や民間企業、その他の団体によるオゾン層破壊物質や関連製品の輸入・販売・使用に関する許可証の発行、行われるべき監督や関連活動全てが、規則に明記されている規定に合致すべきであることが定められた。また、規則は、オゾン層破壊物質の輸入・販売及び使用に関する事柄や、許可証受与の為に要件、禁止行為、責務、補償、紛争解決等についても明記した。この規則は16条からなっており、オゾン層破壊物質の輸入・販売・使用の許可の申込書も付帯されている。

5. 温暖化現象と旱魃

1999年6月30日での記録によると、モンゴルの国土の約半分は旱魃・乾燥地帯であるとされている。また、7月13日から25日までの期間に国中で熱波の現象が観測されており、国の中央部やゴビ地域では大気の高絶対温度が36～44℃を記録し、その他の地域においても30～38℃を記録した。これは通常より12～18℃も高く、気象観測史上最も高い絶対値の最高記録である。このような空前の温暖化現象は旱魃の影響を受ける地帯の拡大をもたらす、国中の牧草地や耕作植物の成長に圧力を与えている。その結果、39,476ヘクタールの藜類、668.7ヘクタールのジャガイモ、113.7ヘクタールの野菜が影響を受け、ブランド・ハタネズミ（Brandt's vole）の食害を受けている。

ネパール

ビシュヌ・バンドリ（地球環境戦略研究機関）

1. 生物多様性保全信託基金の設立

ネパール政府は生物多様性のために、ネパール信託資金(NTFB)の設立を主導した。これはネパールにおいて、減少する資源を保護するために政府によって取られた対策の1つである。この基金の目的は、ネパールの生物多様性保全の財政的な支援を提供することである。基金は、国家の優先順位に従って、保全教育、研修、応用研究、持続的に収入を産み出す活動、密猟の予防や規制、女性に焦点をあてたプログラム、固有の知恵や実践、政策開発などを支援する。基金には、(1)助成 (2)基金調達および管理(3)生物多様性保全の推進、といった役割がある。基金は、地方の人々、共同体ベースの組織、地方政府機関や NGOなどを支援することに向けられる。設立の過程で、政府は法整備、実施マニュアル、資産運用および資金調達戦略を開発するために、企画ワーキンググループを組織した。顧問団は企画ワーキンググループに技術的なインプットを提供する。理事会は、基金の総合的な運営と方向性に責任を持つことになる。基金は、2000年から運用が開始される。

さらに詳しいことを知りたい方は、Ms. Nabina Shrestha, The Mountain Institute, Kathmandu Nepal. E-mail: nshrestha@mountain.org, Website: <http://www.mountain.org/ntfb> に照会のこと。

2. カトマンズでのディーゼル三輪車・ピックラムテンポの禁止

ネパール政府は、カトマンズにおける大気汚染の主要な原因であるディーゼル三輪車「ピックラムテンポ」を禁止した。近年、公共交通機関としてこのディーゼル三輪車が大量に利用されていることによって、カトマンズの大気汚染は深刻になっていた。1999年の半ばごろ、カトマンズの市民社会は政府が特別指定地域での汚染車両を禁止する決定を実施するようデモンストレーションを行った。この動きはピックラムテンポとして一般的に知られているディーゼル三輪車の段階的削減にも圧力を与えた。そうして政府は、カトマンズでのピックラムテンポの使用を禁止したのである。ピックラムテンポの代替としてマイクロバスを買うことに対し、補助金が与えられる。購入するマイクロバスは、ユーロ-I規格を満たしたものであるべきと政府は定めた。この決定は、カトマンズにおいて成功裏に実施された。

3. ヒマラヤ地域の森林火災

ネパールは、1999年に非常に重大な森林火災を経験した。西ネパールのドーラパートン狩猟保護区にまで及んだ火災は1週間以上も拡大しつづけた。同様に、中央ネパールのラングタンク国立公園の火災は、多くの野生動物種にとって重要である生息地を破壊した。また、これらは結果として政府及び共同体所有の森林地帯にも損害を与えた。森林火災は、一部の近郊住民の不注意によるとされている。また山火事は、近郊の村落にある家々に燃え移り、人々は家財を失った。森林火災は、春と夏に普通に発生する。

4. ヒマラヤの旱魃

ネパールは今年、通常と異なる天候のパターンを経験した。今冬、高地においては降雪が無いか少な

かったし、低地においてもほとんど雨が降らなかった。その結果、河川の水量が減少し、農業が深刻な影響を被った。地方の人々は、農作物の作付けをかなり遅らせることを余儀なくされたが、それが結果として生産物を減少させた。地域共同体が建設した小型水力発電所は、通常の3分の1しか発電できなかった。このような天候が続くと、ヒマラヤ地方の環境に長期的な影響を及ぼすであろう。これに関する詳しい情報については、Dr. Mohan Mainali, NEFEJ, P. O. Box 5143, Thapathali, Kathmandu, Nepal, Tel: +977-1-26 1991/26 1191, E-mail: nefej@env.mos.com.np に照会のこと。

フィリピン

マーリン・マガローナ（フィリピン大学）

1. 「新包括的大気浄化法」制定

1999年フィリピン大気浄化法は共和国法8749号として議会によって制定され、1999年6月23日にジョゼフ・エストラダ大統領は新法に署名した。この法は1999年7月17日に発効する。国家政策として、「大気汚染管理の全体的な国家計画」の策定を宣言しており、この新法には規制というよりむしろ未然防止の目的がある。この歴史的な法の制定は市民に、「清浄な空気を吸う権利」を認識させ、「プロジェクトや活動による有害な環境保健上の影響から生じる個人の損害を補償」するために法廷で訴訟を起こす権利を規定している。新法の下では、どんな市民にも「この法律の条項または施行規則の履行に違反するかまたは従わない人」に対して、適切な民事、刑事、行政的措置を法廷に求める権限が与えられる。新法の下で大気保全基準を超える等の場合、大気汚染の固定発生源の所有者は、毎日の違反に対して10万ペソ以下の罰金が課される。また、この新法は自動車の排出基準を設定するものとし、2003年までに実施される。そして、新車、中古車、改造車の登録は、これらの基準を満たさなくてはならない。同法は自動車を使用するすべてのタイプの燃料中の添加物の内容も規制する。この新法は、「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」の要求に合わせてオゾン層破壊物質を段階的に削減することを、環境・天然資源省(DENR)に命じている。そしてまた、この新法は気候変動枠組条約と斉合した温室効果ガス排出削減のための国家計画を準備することを環境・天然資源省(DENR)に求めている。

2. 首都マニラのゴミ危機

1月、リザル州のサンマテオ市長クリスピン・サントスは、市内に位置するゴミ処分場に入るゴミ収集トラックを妨害するため抗議者による封鎖活動という環境問題に関するまれな抗議デモンストレーションを6日間先導した。サンマテオ処置場は、600台以上のトラックによってゴミが1日あたりおよそ5,600トンの割合で運び込まれる首都マニラの廃棄物処理場である。この処理場は1988年に政府とマニラ首都開発局により首都マニラの「ゴミ危機」を解決する共同事業として設置されたが、レイズ マニラ市長によると、ゴミは悪臭で満たされた巨大な山に成長しており、それは健康問題を引き起こしている。1990年に操業が開始され、1995年までには30%以上のマニラのゴミ処分、すなわちおよそ260万トンの固形廃棄物を処理した。しかし、この処理場がマリキナ集水域の中に位置することが判明し、サンマテオ市政府とリザル州政府は、環境NGOとともに、処理場の操業を中止し、その設置を無効とするために訴訟を起こした。

3. 持続可能な森林管理政策の徹底

森林伐採の全面禁止令に関する騒動に対して、環境・天然資源省(DENR)は持続可能な森林管理政策を繰り返し明らかにした。昨年11月に環境・天然資源省(DENR)のアントニオ H.セリレス次官によって言明されたように、この政策は選択的な森林伐採スキームを適用し、指定された集水域、国立公園、国立保護地、野生動物サンクチュアリー、指定された保護地域等における森林伐採の全面禁止が含

まれる。ジョゼフ・エストラダ大統領宛ての1999年11月20日の説明文書で、セリレス次官は、現在と未来世代との間で競合する利益のバランスを維持することを目指した持続可能な森林管理政策を支える科学的・環境的な考慮事項を説明した。

シンガポール

チャア・リン・シェン（東南アジア研究所）

1．廃棄物問題についての政策表明

10月6日に行われた首相演説に続き、環境大臣リー・ヨック・スーアン氏は、政策目標を掲げ、関連する多くのプロジェクトを示しながら、廃棄物問題に関する多くの声明を明らかにした。大臣はまた、国内の環境改善のための具体的な政策目標を設定した。とりわけ、第4廃棄物焼却炉建設を、2000年4月までには完成させ、第5焼却場については現在検討中であることを明らかにした。深トンネル下水道システム（DTSS）については21世紀のシンガポールの下水道に関する需要を満たすものになっている（下記2参照）。洪水防止、飲料水のための水源確保並びにマリナ湾水辺の景観向上のため、マリナ湾口に堰を建設する実行可能性について調査を行うとしている。

2．深トンネル下水道システム（DTSS）の導入

このシステムの建設は、既に開始されており、21世紀を通じてのシンガポールの污水収集、処理、処分需要に対する長期的な解決策となっている。このシステムは、既存の下水からの流れを途中で奪い取る重力を利用した下水管であり、二つの島を横切る深部トンネルからなっている。このトンネルは、污水の全てを東チャンギとジュロン島埋め立て地域にある二つの大規模污水处理施設に導くことになっている。処理された廃液は、長い深海の落下口を通してシンガポール海峡に排出される予定である。DTSSが本格的に稼動すると、既存の6つの下水処理場と一つの污泥処理施設、145の下水揚水施設が必要でなくなる。これにより、これらの施設に利用されている土地を他の用途への利用が可能になるとともに、周辺の緩衝地帯においてより付加価値の高い土地利用が可能になるとと思われる。液体の処理施設は大半が地下におかれ、屋根で覆われることになっている。このシステムの第1段階として、初期許容量800,000立方メートル/日を、32億7千4百万シンガポールドルで処理するとされている。施設は第1段階は2008年、第2段階は2015年に完了予定である。

3．油濁事故対策協力条約（OPRC条約）加盟ならびにMARPOL条約選択付属書 受諾

1999年5月10日にシンガポールはOPRC条約に加盟した。1999年6月10日からシンガポールでもOPRC条約は効力を発することになった。この条約は、締約国に迅速にかつ効果的に油濁事故に対応できる制度を構築するよう求めている。この中には、国家緊急計画を策定することも含まれている。また、港湾施設と油取扱施設は油濁緊急事故計画を策定することが求められている。シンガポール海事港湾局は、海事緊急行動手続をOPRCの規定に対応して改正している。この条約の国内法における有効性を確保するために、1999年2月11日に国会で承認された改正油濁事故防止法（1999年）と予防措置を規定するとともにOPRC条約の実効性を確保する規定を含む国内規則を同じ日に施行した。

また、シンガポールは、MARPOL条約選択付属書を受諾した。この選択付属書の受諾は、1999年5月27日に国際海事機関（IMO）に寄託されたものである。この付属書は、シンガポールにおいては9月27日から有効となる。この付属書は、廃棄物汚染の防止に関連する規制を含んでいる。廃棄物は、船舶活動から生じる魚とその部分を除く全ての種類の生ごみ、家庭ごみ、事業ごみである。この付

属書のもとで、プラスチック関連のごみの海洋投棄が禁止されている一方で、梱包材、食べ滓、ポロ衣類などの投棄は制限されているに過ぎない。選択付属書を受諾した政府は、港湾、埠頭等に可及的速やかに廃棄物を受け入れる施設を備えることが求められている。廃棄物による水質汚染の防止に関する規則は、海洋汚染防止法に基づき1971年から施行されている。選択議定書の効力は1999年8月27日から発生する。より詳しい情報は、Maritime and Port Authority, New Releases: 12 Mar 99 and 10 June 1999, URL: <file:///Y/ENVIRONMENT/MPA/sg-oprc.hym> または <file:///Y/ENVIRONMENT/MPA/sg-marpol.htm> を参照されたい。

4 . 定例油流出訓練の実施

定例の油流出共同訓練が、シンガポール海事港湾局 (MPA) とモービル石油シンガポール株式会社の主催で、9月3日に実施された。この訓練の目的は、油流出事故が生じた場合の汚染除去作業に係わる全ての人員が高水準の準備体制を維持することであった。この訓練は、MPAと関連機関・企業との連絡体制を構築し、改善するのに役立つとともに、MPAの活動の枠組みの中でモービルの油流出対応能力の合理化に役立った。この訓練には、MPA、モービル石油シンガポール株式会社、シェルイースタンペトロリアム株式会社、イーストアジアレスポンス株式会社 (EARL)、PSAマリーン、カルテックスグループ会社、エッソシンガポール株式会社、シンガポール油濁対応センター (SOSRC)、シンガポール精製会社 (SRC)、リタオーシャン株式会社、タンクストア株式会社、オーシャンタンカーズ株式会社、そしてオイルタンカーシンガポール株式会社から総数20隻の船舶が参加した。その他関連する機関として、国防省、沿岸警備隊、環境省、一次産業局等が机上訓練に参加した。より詳しい情報は、MPA, News Release: 3 September 1999, URL: <file:///Y/ENVIRONMENT/MPA/mpa-spil.htm> を参照されたい。

5 . 生きた豚輸入の一時停止並びに新しい冷凍豚肉販売制度の導入

1999年3月、脳炎で屠殺場労働者が1名死亡し8名が入院する事件が起きた。検査の結果、死亡した患者の死因は日本脳炎によるものではなかった。一次産業局は全ての生きた豚のシンガポールへの輸入を停止した。屠殺場は閉鎖され、感染の可能性を取り除くために完全に殺菌された。一般市民には養豚場のある地域へ立ち入らないよう勧告が出された。この事件と別であるが関連して、環境省は、1999年11月1日から、認可された冷凍豚肉を販売するための冷蔵庫を設置した卸売業者に新たに免許を交付する制度を導入した。冷蔵庫の設置はせずに冷凍豚肉の販売を希望している卸売業者は、同一市場内で他の製品販売への転換が許される。冷凍チェーンシステムのもとでは、豚肉の卸売業者は2000年の3月30日までに、羊と牛肉の卸売業者は2000年10月31日までに冷蔵庫の中の肉を販売するように転換することになっている。より詳しい情報は、Primary Production Department, Ministry of the Environment, Ministry of Health, News Release, 19 March 1999; and Ministry of the Environment, News Release No. 78/99, 26 Oct 99, URL: <file:///Y/ENVIRONMENT/Menv/env-portk.htm>, <file:///Y/ENVIRONMENT/Menv/pig-imp.htm> を参照されたい。

タイ

トングロイ・オンチャン（タイ環境研究所）

1．アンチョビーが引き起こした国家論争

商業アンチョビー漁は近代的な漁具を使っているが、これが海洋生態系を破壊しており、そのための抗議が南タイの遠洋漁業の港を数日間閉鎖させた。小規模漁師がこの商業アンチョビー漁を非難した時から、問題が始まった。政府は、集中的な交渉とあらゆる必要な情報収集の後、海洋生物の個体数減少の実際の原因は、過去十年間の過度な漁業であったにもかかわらず、商業アンチョビー漁で、夜間に魚を引き寄せるためにスポットライトを利用することを含む通常の漁法を許可すると決定した。

2．江沢民国家主席のタイ訪問と環境保全

江沢民国家主席が訪タイ中に議論されたテーマの一つが、タイ・中国2カ国での大型パルプ・製紙工場の合弁事業についてであった。この事業を行うには、中国の製紙工場へ供給するユーカリの植林可耕地、約3万2千ヘクタールをタイ国内で探し出すことが必要となる。政府は荒廃林地の植林計画を熱烈に支援した。一方、環境保全論者は、大規模な商業植林が引き起こす生態系破壊について警告を発している。

3．映画「ザ・ビーチ」論争

もし、それが国立公園内にある南タイのマヤ・ビーチの自然景観に手を加えるような映画撮影でなければ、地元住民や NGO による論争や抗議はそれほどのもものではなかったであろう。マヤ・ビーチは、美観を損なった。そしてこれは王室林野局が二十世紀フォックス社にその地域での映画撮影を許可するという、性急で頑固な決定による犠牲でもあった。王室林野局は同社に対し、撮影地域での自生植物の引き抜きと一時的に樹木を植栽することを許可した。マヤ・ビーチでの撮影が終了して、スタッフはもともとの原生植生状態に戻そうと試みたが、反対派は撮影会社が植生回復の約束を果たさなかったと判断した。このため、地方政府と地元住民は、この事件の関係者に対して訴訟を起こし、現在、公判前である。

4．スリナカリン・ダム近郊での国立公園における土地侵犯

有力者がカンチャナブリ国立公園の土地を侵犯していると議会の野党勢力がクレームをつけた。スリナカリン・ダムを見下ろす3軒の住宅が建築されているときに、この有名なスキャンダルに火がついた。住宅の所有者は、全て法的な手続きを取って土地の権利を取得していると表明しているにもかかわらず、王室林野局は国立公園での土地取得に対して告発することを決定した。警察当局によって編成された委員会はこの問題を調査するよう命じた。論争は国立公園の境界を示す地図に集中している。調査は続行中であるが(1999年12月)、政治的なコネクションや既得権もまた、野党勢力によって非難されている。

5 . 石炭火力発電所建設計画への抗議

ブラチュアブキリカン県のサンゴ、海洋および沿岸の資源の保護のため、地元住民と NGO は石炭火力発電所の建設に対し、強く抗議した。また彼らは、この計画の環境影響評価報告書を再検討し、また発電所建設を中止するよう、首相に対して公開質問状を提出した。2 ヲ所の計画予定地のうち1 ヲ所では、公聴会を実施するよう委員会が組織されたが、反対派はまだ納得していない。反対派は政府が新しい委員会を設置し、2 ヲ所の計画地に関する過去のすべての承認が無効であると言明するよう求めている。この問題は政府によって再検討中であり、最終決定があと二、三ヶ月以内に出るものと見られている。

ベトナム

ファム・ヒュ・ギ（国立法律学院，社会・人文科学国家センター）

1．「国家近代化と工業化に伴う環境保全対策の強化」の実施へ着手

1999年はベトナム共産党中央委員会政治局により発令された1998年6月25日付、36号『国家近代化と工業化に伴う環境保全対策の強化』についての指示を実現する初年度となった。各政府機関、各社会組織、一般市民は、ベトナム共産党中央委員会政治局により発令された1998年6月25日付、36号の指示を実現するため、次のような様々な活動を行った。

- (1) 環境保全への意識を高め、それに即した習慣・生活様式の教育、普及に努める。
- (2) 環境保全の法律基盤の体系を整備する。
- (3) 環境汚染や環境問題を積極的に防止し、環境破壊の現状を克服する。
- (4) 天然資源の保全と有効利用、及び生物の多様性を守り、自然保護に努める。
- (5) 環境保全活動への投資を多様化し増大させる。
- (6) 中央及び地方レベルで、環境保全についての政策を整備する。
- (7) 環境保全の活動を国際協力に広げる。

2．「ホィアン」と「ミーソン」が世界遺産に

1999年12月、古い港町ホィアンと聖地ミーソンが、UNESCOの世界遺産委員会により世界遺産として承認される。ホィアン市（クアンナム県）は、一般建築物と市民の信仰の場である宗教建築が混在する古い港町である。建物の建築様式はハノイやフェと似ているが、中国や日本の影響も受けている。ホィアンには有名な『チュアカウ（橋寺）』がある。これは二重構造の橋（上は家、下は橋）で、日本人により建造されたものである。小さな川にかかる長さ18メートル、広さ3メートルの橋は全て木造、朱塗りで、精巧な彫刻が施されている。聖地ミーソン（クアンナム県、ジュスエン郡）は4世紀から12世紀までの間に建設されたタワー群である。現在、残っている70の塔の土台の遺跡のうち、20はその形を残している。ミーソンにはチャム王国の文化と歴史の特色がその建築様式に残されており、石壁や石塊には様々な神霊、皇帝、踊る女性、花と葉、動物が躍動的、そして精巧に彫刻されている。

3．中部7県で40年ぶりの大規模洪水

1999年11月上旬、ベトナム中部のクアンビン、クアントリ、ツァティエン・フェ、ダナン、クアンナム、クアンガイ、ビンディンの7県に渡り、40年ぶりの大規模な洪水が発生した。1999年11月上旬、4日間にわたる大雨と洪水によりベトナム中部の7県が水に沈んでしまった。非公式の統計によると、この世紀的な洪水によってベトナムにもたらされた被害は大変大きなものであった。死者592人、被害総額3万8千億ドン、160万人が食糧援助を要し、被害を受けた60万世帯のうち、1万5千世帯は避難を余儀無くされた。また、古都フェやホィアン等の世界的遺産も大変大きな損害を受けた。ベトナムには『完全な葉は破れた葉を包むべきである』という伝統的なことわざがあり、ベトナム人は被災者に援助金、食糧、物資、医薬品などの支援をした。ベトナム政府は洪水の発生後ただちに、被災者の救助及び食糧・医薬品の援助を円滑に行うため、副首相の指揮の下、対策委員会を設置した。1999年11月17日、首相は7県の洪水による被害に対し救援措置を講じることを了承した。

東南アジア

チャア・リン・シェン（東南アジア研究所）

1. 「東アジア諸国の海洋汚染に関する UNEP 委員会調査」開始

バンコクにある国連環境計画（UNEP）の東アジア海洋地域調整ユニット（The East Asian Seas Regional Coordinating Unit (EAS/RCU)）は先頃同地域9カ国における土壌及び下水からの海洋環境汚染について調査を開始した。9カ国とはオーストラリア（北部）、カンボジア、中国（南部）、インドネシア（南シナ海の一部）、マレーシア（マレー半島の東海岸）および西マレーシアのサバ州とサワラク州、大韓民国、シンガポール、タイ、ベトナムである。同調査は1999年10月に開始され、2000年1月末に完了する予定である。より詳しい情報は、Dr. Hugh Kirkman, Coordinator, EAS/RCU, UNEP(kirman.unescap@un.org)に照会されたい。

2. 「第10回アセアン環境高等事務レベル会合」開催

第10回アセアン環境高等事務レベル会合が1999年9月15日から16日までバンコクで開かれた。同会合では、自然保護と生物多様性、沿岸海洋環境、多国間環境協定に関するアセアン作業グループと現在進行中の煙害技術タスクフォースの委託事項及び活動提案をレビューした。さらにプログラムやプロジェクトの今後の発展のためのガイダンスを与えた。また、ハノイ行動計画の環境関連部分を支持するため、アセアン環境行動戦略計画案（1999年～2004年）について議論を行った。アセアン環境行動戦略計画案は以下の主要分野に関するものである。

- ・土地・森林火災と煙害
- ・自然保護と生物多様性
- ・沿岸・海洋環境
- ・多国間環境問題
- ・その他環境活動

会合はアセアン内での環境情報データベースの調和をはかるための主要パラメーターのリストを承認し、2000年からの関連データの収集を開始することで合意した。より詳しい情報は、Singapore, Ministry of the Environment, News Release No. 89a/99, 16 September 1999, URL: <file:///Y:/ENVIRONMENT/Menv/ASOEN-10.htm>を参照されたい。

3. 「油流出による損害・浄化請求に関する問題を処理するための東アジア地域海計画（EAS）・地域協議ワークショップ」開催

東アジア地域海計画に参加している11ヶ国中9ヶ国からの20名を超える海洋・環境高等事務レベル職員が1999年9月3日シンガポールで開かれたワークショップに参加した。このワークショップはシンガポール海事港湾局（MPA）および地球環境ファシリティー（GEF）、国連開発プログラム（UNDP）、国際海事機関（IMO）の地域プログラムの共催で行われた。東アジア地域海計画は1994年に立ち上げられ、東アジア地域の海洋汚染の防止・管理を目的として11ヶ国が参加している。参加国はブルネイ、カンボジア、中国、インドネシア、マレーシア、フィリピン、大韓民国、朝鮮民主主義人民共和国、シンガポール、タイ、ベトナムである。ワークショップの主要な目的は越境油流出に対する損害賠償請求についての地域協力体制の強化方法を検証し、海洋事故に関する民事責任条約、補償基金条約、海

洋汚染に関する IMO 条約の参加国による承諾、実施を促進することであった。より詳しい情報は、Maritime and Port Authority, press release on 3 September 1999, URL: <file:///Y:/ENVIRONMENT/MPA/EAS-mtg.htm>を参照されたい。

4 . 南東アジア地域のヘイズ状況

シンガポール気象庁(Meteorological Service Singapore: MSS) は衛星画像を用いて煙害状況の監視を継続しており、中央スマトラ島における1999年7月後半のホットスポットがかなりの数に上ることを明らかにした。中央スマトラ島上空の風はシンガポール方向に流れており、ヘイズの一部はシンガポール上空まで及んで、大気を汚染している。シンガポール環境省(ENV)はシンガポールの煙害を憂慮して3時間ごとのPSI指数を発表している。それによれば、シンガポールおよびその周辺地域の大気は降雨量が平年よりも多かったため、7月後半以外は良好な状態を保っている。より詳しい情報は、Ministry of the Environment and Meteorological Service Singapore, News Release No. 84/99, 26 August 99, URL: <file:///Y:/ENVIRONMENT/Menv/ASN-haze.htm>を参照されたい。

5 . マレー半島でニパウイルス感染症が発生

1999年11月23日から26日まで台北で開催されたアジア・極東・オセアニア国際伝染病局地域委員会第21回会合において、獣医学の専門家たちは感染症の豚への影響について調査した。同会合の報告によれば、ニパウイルスの流行はおさまり、他の国に広がる可能性は極めて低いとのことである。この感染症は1998年10月にマレー半島で初めて確認され、100万トン以上の豚がこの感染症のために屠殺された。人間への被害という点では1999年3月までに、71人がウイルス性脳炎で死亡し、感染した豚と接触があった100人以上がヘンドラウイルス病で死亡した。より詳しい情報は、URL: <http://www.pighealth.com/News99/NIPAH.HTM>を参照されたい。